

# くまの労基



ひと、くらし、みらいのために  
熊野労働基準監督署

第331号 令和7年12月1日 発行

## 【1】アンダー100くまの達成に向けて ～年末年始無災害運動～

令和6年の休業4日以上死傷者数は95人と同死傷者数100人未満を目標とする「アンダー100くまの」を達成することができました。

令和7年について、10月末時点において死亡災害ゼロ、休業4日以上死傷者数は72人であり、令和7年においても「アンダー100くまの」の達成が見込める水準です。

年末年始にかけては慌ただしくなり、安全のための規定や手順の省略といった不安全な行動が一層増加する傾向にあります。

改めて、安全作業の徹底を周知いただき、安全で健康に1年を締めくくり、新たな年を迎えられるよう、よろしくお願いいたします。



【1】アンダー100くまの達成に向けて ～年末年始無災害運動～



# 令和7年度 年末年始無災害運動実施要領

## 1 趣 旨

年末年始無災害運動は、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、事業場等の取り組み促進を図る趣旨で、昭和46年から厚生労働省の後援のもと中央労働災害防止協会が主唱する運動で、本年度で55回目を迎える。

職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者が一丸となって安全衛生活動を推進し、災害のない職場環境を整えるためにも、一つひとつの作業を丁寧に確認し、次の作業に備えること、そして体調管理を万全にし、無理をしないことが大切である。

令和6年の労働災害(新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く)による死者数は746人と過去最少だったものの、休業4日以上の死傷者数は135,718人となり、4年連続で増加となった。そのうち60歳以上の高齢者の割合は30.0%となっており依然として増加傾向にある。

本年8月末までの労働災害発生状況を見ると、前年同期に比べて休業4日以上の死傷者数は、全体で1.4%減少しているが、依然として増加している業種および事故もある。業種別では、商業で3.8%、保健衛生業で3.0%増加している。また事故の型別では、「転倒」で6.5%増加しており、死亡災害の事故の型別では「交通事故(道路)」が19.6%増加している。

こうした状況の中で、特に年末年始は大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなるほか、物流等の増加に伴う交通・荷役作業時の災害、積雪や凍結による転倒等の危険が増す。また、多忙による焦りや疲労からミスやエラーが起こりやすくなる。そのため各事業場においては、非常作業における安全確認の徹底、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、安全衛生保護具の点検の実施が一層重要となる。また転倒・腰痛災害予防のため、身体機能の維持向上のための取り組みや、感染症予防を含めた労働者の健康管理にも全員で取り組むことが大切である。

自身の安全・健康の確保はもちろん、周囲の仲間とも声を掛け合って、皆で力を合わせて無事に一年を無災害で締めくくり、新年を明るい笑顔でスタートできるよう、本年度の年末年始無災害運動を展開する。

## 2 実施期間

令和7年12月1日から令和8年1月15日までとする。

## 3 運動標語

「年末」感謝の総点検 「年始」も笑顔で 無事故の発進

## 4 主唱者

中央労働災害防止協会

## 5 後援

厚生労働省

## 6 実施者

各事業場

## 7 主唱者の実施事項

- ① 機関誌、ホームページ等を通じての広報
- ② 報道機関等を通じての周知
- ③ リーフレット等の制作および配布
- ④ 小冊子、ポスター、のぼり、デジタルコンテンツ等の頒布・配信

## 8 事業場の実施事項

(1) 年末年始に実施する事項

- ① 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- ② 安全衛生パトロールの実施
- ③ 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- ④ 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底、掲示や旗の掲げ替え
- ⑤ 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- ⑥ 年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示

(2) 年末年始に実施状況を確認する事項

- ① KY(危険予知)活動を活用した非常作業における労働災害防止対策の徹底
- ② 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- ③ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ④ 転倒・墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害防止や腰痛予防対策の徹底
- ⑤ 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- ⑥ 交通労働災害防止対策の推進
- ⑦ 働く全ての人々が過重労働をしない・させない職場環境づくり
- ⑧ 高齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食事、運動等)に関する健康指導などの実施
- ⑨ 感染症拡大防止対策の徹底
- ⑩ 職場のハラスメント防止につながる取り組みの推進
- ⑪ 自然災害等に伴う復旧・復興工事等における労働災害防止対策の推進
- ⑫ 安全衛生旗の掲揚、その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

【2】墜落災害防止強化月間 **冬季 12月1日から12月31日まで**



令和7年度

墜落災害防止強調月間

あせるな

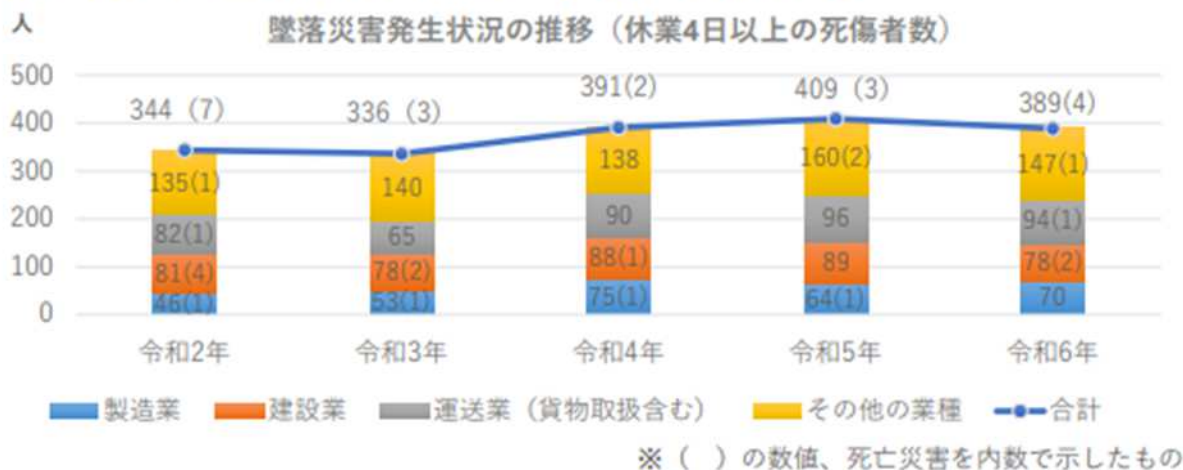
いそぐな

おこたるな

「墜落・転落」による労働災害は、建設業に関わらず、運輸業のほか、様々な業種で多発し、他の労働災害に比べて被災による重篤度が高くなっています。

三重労働局・各労働基準監督署では、7月と12月を「墜落災害防止強調月間」と定め、墜落災害防止の取組を推進しています。

作業に応じた「墜落によるリスクの低減措置」を図りましょう。



令和6年に発生した墜落による死亡災害事例

| 業種        | 被災者の職種・年齢   | 災害発生状況   |
|-----------|-------------|--|
| 道路貨物運送業   | 運転者<br>50代  | 被災者は、地上約3mのトラック荷台上で荷積み作業中、荷台上から地面に墜落した。            |
| ビルメンテナンス業 | 清掃員<br>70代  | 被災者は、ハンディ型の掃除機を使用し階段の清掃作業中、階段を転落した。                |
| その他の建設業   | はつり工<br>40代 | 被災者らは、足場の作業床上で作業中、作業によって生じた堆積物により作業床が崩壊し、底部まで墜落した。 |
|           | はつり工<br>30代 |  |

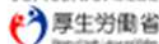
三重労働局では、死亡災害の撲滅と死傷災害2,000人未満を目指して「令和7年死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しています。

令和7年 アンダー2000みえ

検索



ひと、くらし、あらいののために



三重労働局・各労働基準監督署

## 【2】墜落災害防止強化月間

### 1 足場、屋根等からの墜落・転落災害の防止

足場からの墜落災害は、墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しています。

- ①足場設置のための幅が1m以上確保できる箇所には、本足場を使用しましょう。※
- ②足場には、法令に基づき、手すり、中さん等を設置しましょう。※
- ③足場には、「より安全な措置」に基づき、上さんや幅木などを設置しましょう。
- ④作業床の端、開口部には、囲い、手すり、覆い等を設置しましょう。※
- ⑤墜落制止用器具は、フルハーネス型安全帯等高さに応じた物を使用しましょう。※
- ⑥墜落制止用器具を使用するための親綱を必要に応じて設置しましょう。※
- ⑦足場の点検者を指名し、床材や手すり等の点検・補修を行い、氏名と結果を保存しましょう。※
- ⑧組立・解体の作業手順を周知しましょう。
- ⑨新規入場者教育等必要な安全衛生教育を行いましょ。※

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



### 2 はしご、脚立や階段からの墜落・転落災害の防止

はしご、脚立や階段における災害は、移動中の足の滑り・踏み外し、はしご脚部の滑り、脚立上においてバランスを崩すことによる災害も発生しています。過去の災害事例を見ますと死亡災害も発生しています。

はしごや脚立の使用の前に、床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台等の使用を検討しましょう。

- ①はしごの上部・下部を固定しましょう。※  
(固定できない時は、他の人が支えてください)
- ②はしごの上端を上端床から60cm以上突出させてください。
- ③はしごの立て掛け角度を75度程度確保しましょう。
- ④はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしましょう。
- ⑤はしご、脚立の昇降時には手に荷物を持たずに昇降しましょう。
- ⑥脚立の天板に乗って作業をしないでください。
- ⑦移動中、足元の確認を徹底させ、踏み外しを防止しましょう。
- ⑧階段付近は十分な明るさを確保し、足元が見える状態で昇降しましょう。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



### 3 荷役作業時における墜落・転落災害の防止

荷役作業における墜落災害は、荷台作業中の足の滑り、つまずき、体勢を崩すことや、降車時のステップの踏み外し等により発生しています。その他、荷の固定中に固定具が外れた反動で墜落する災害も発生しています。

- ①雨天時等滑りやすい状態で作業を行う場合には耐滑性の靴を使用しましょう。
- ②作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行いましょ。
- ③トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することを検討しましょ。
- ④やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしましょ。
- ⑤テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業に対して特別教育を実施しましょ。※
- ⑥床面と荷台との昇降について安全に昇降できる設備を設置しましょ。  
(積載荷重2トン以上の貨物自動車)。※
- ⑦保護帽を着用しましょ (積載荷重2トン以上の貨物自動車)。

※が未実施の場合、法令に抵触することがあります。



【3】最低賃金が改定されました。

# 三重県内の最低賃金

三重労働局  
労働基準監督署

## 三重県最低賃金

時間額 **1,087** 円

**(令和7年11月21日発効)**

「三重県最低賃金」は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や年齢を問いません。

また、派遣労働者については、派遣先の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。

※1 最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

① 精算手当、通勤手当及び家族手当 ② 時間外、休日及び深夜割増賃金 ③ 臨時に支払われる賃金 ④ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

※2 最低賃金の減額特例

次に掲げる労働者については、使用者が三重労働局長の許可を受けた時は、減額された額により最低賃金の効力についての規定が適用されます。

① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者 ② 試用期間中の者 ③ 認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの ④ 軽易な業務に従事する者 ⑤ 断続的労働に従事する者

※3 「三重県鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金」、「三重県ガラス・陶製品製造業最低賃金」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金」の取り扱いについて

「三重県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

従って、「三重県鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業最低賃金（時間額739円、日額5,907円 平成10年12月15日発効）」、「三重県一般機械器具製造業最低賃金（時間額762円 平成15年12月15日発効）」、「三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金（時間額843円、平成27年12月20日発効）」、「三重県ガラス・陶製品製造業最低賃金（時間額923円、令和3年12月21日発効）」、「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金（時間額1,033円、令和6年12月21日発効）」、「三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（時間額1,031円、令和6年12月21日発効）」、「三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金（時間額1,047円、令和6年12月21日発効）」が適用される労働者については、三重県最低賃金（時間額1,087円）の金額以上の賃金を支払わなければなりません。

「最低賃金」についてのお問合せは、三重労働局労働基準部賃金室（電話059-226-2108）又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。  
三重労働局ホームページ（<https://site.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/home.html>）、厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp/>）もご参照ください。

### 令和7年 熊野労働基準監督署管内 労働災害発生状況

令和7年10月末現在

| 業 種                   | 前年同期<br>(令和6年10月末)  |           | 令和7年10月末  |           | 増 減        |                |                |               |
|-----------------------|---------------------|-----------|-----------|-----------|------------|----------------|----------------|---------------|
|                       | 死亡                  | 死傷        | 死亡        | 死傷        | 死亡         |                | 死傷             |               |
|                       |                     |           |           |           | 数(人)       | 率(%)           | 数(人)           | 率(%)          |
| <b>合 計</b>            | <b>1</b>            | <b>72</b> |           | <b>72</b> | <b>-1人</b> | <b>-100.0%</b> | <b>±0人</b>     | <b>±0.0%</b>  |
| 製 造 業                 | 食 料 品               | 7         |           | 5         |            |                | -2人            | -28.6%        |
|                       | 織 維 工 業・織 維 製 品     |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 木 材 ・ 木 製 品         |           |           | 4         |            |                |                | +4人           |
|                       | 家 具 ・ 装 備 品         | 1         |           | 1         |            |                |                | ±0人 ±0.0%     |
|                       | 化 学 工 業             | 1         |           |           |            |                |                | -1人 -100.0%   |
|                       | 窯 業・土 石             |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 鉄 鋼 業・非 鉄 金 属       |           |           | 1         |            |                |                | +1人           |
|                       | 金 属 製 品             | 1         |           |           |            |                |                | -1人 -100.0%   |
|                       | 一 般 機 械 器 具         |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 電 気 機 械 器 具         |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 造 船 業               |           |           |           | 1          |                |                | +1人           |
|                       | 輸 送 機 械 等           | 1         |           |           |            |                |                | -1人 -100.0%   |
|                       | 電 気・ガ ス・水 道 業       |           |           |           |            |                |                |               |
| 自 動 車 整 備 業・機 械 修 理 業 |                     |           |           |           |            |                |                |               |
| 上 記 以 外 の 製 造 業       | 2                   |           | 2         |           |            |                | ±0人 ±0.0%      |               |
| <b>小 計</b>            |                     | <b>13</b> |           | <b>14</b> |            |                | <b>+1人</b>     | <b>+7.7%</b>  |
| 鉱 業                   | 採 石 業               |           |           | 1         |            |                | +1人            |               |
|                       | 上 記 以 外 の 鉱 業       |           |           |           |            |                |                |               |
| <b>小 計</b>            |                     |           |           | <b>1</b>  |            |                | <b>+1人</b>     |               |
| 建 設 業                 | 土 木 工 事             | 6         |           | 5         |            |                | -1人            | -16.7%        |
|                       | 木 造 家 屋 建 築 工 事     |           |           | 2         |            |                | +2人            |               |
|                       | 上 記 以 外 の 建 築 工 事   | 4         |           | 2         |            |                | -2人            | -50.0%        |
|                       | そ の 他 の 建 設 業       | 2         |           | 3         |            |                | +1人            | +50.0%        |
| <b>小 計</b>            |                     | <b>12</b> |           | <b>12</b> |            |                | <b>±0人</b>     | <b>±0.0%</b>  |
| 運 貨 輸 物 交 取 通 扱 業     | 道 路 貨 物 運 送 業       |           |           | 3         |            |                | +3人            |               |
|                       | 上 記 以 外 の 運 輸 交 通 業 |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 陸 上 貨 物 取 扱 業       |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 港 湾 運 送 業           |           |           |           |            |                |                |               |
| <b>小 計</b>            |                     |           |           | <b>3</b>  |            |                | <b>+3人</b>     |               |
| 第 一 次 産 業             | 農 業 ・ 畜 産 業         | 7         |           | 6         |            |                | -1人            | -14.3%        |
|                       | 林 業                 | 1         | 7         | 8         | -1人        | -100.0%        | +1人            | +14.3%        |
|                       | 水 産 業               | 4         |           | 3         |            |                | -1人            | -25.0%        |
|                       | <b>小 計</b>          | <b>1</b>  | <b>18</b> |           | <b>17</b>  | <b>-1人</b>     | <b>-100.0%</b> | <b>-1人</b>    |
| 第 三 次 産 業             | 商 小 売 業             | 4         |           | 1         |            |                | -3人            | -75.0%        |
|                       | 新 聞 販 売 業           |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 上 記 以 外 の 商 業       | 6         |           | 3         |            |                | -3人            | -50.0%        |
|                       | 通 信 業               | 1         |           | 2         |            |                | +1人            | +100.0%       |
|                       | 保 健 衛 生 業           | 10        |           | 6         |            |                | -4人            | -40.0%        |
|                       | そ の 他 の 保 健 衛 生 業   | 4         |           | 5         |            |                | +1人            | +25.0%        |
|                       | 接 客 娯 楽 業           | 1         |           | 1         |            |                | ±0人            | ±0.0%         |
|                       | 旅 館 業               |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | ゴ ル フ 場             |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | 上 記 以 外 接 客 娯 楽 業   |           |           | 3         |            |                | +3人            |               |
|                       | 清 掃 業               |           |           |           |            |                |                |               |
|                       | ビ ル メン テ ナ ン ス 業    |           |           |           |            |                |                |               |
| 産 業 廃 棄 物 処 理 業       |                     |           | 1         |           |            | +1人            |                |               |
| 上 記 以 外 の 清 掃 業       |                     |           |           |           |            |                |                |               |
| 警 備 業                 |                     |           |           |           |            |                |                |               |
| 上 記 以 外 の 事 業         | 3                   |           | 3         |           |            |                | ±0人 ±0.0%      |               |
| <b>小 計</b>            |                     | <b>29</b> |           | <b>25</b> |            |                | <b>-4人</b>     | <b>-13.8%</b> |

※死亡災害報告、労働者死傷病報告による(前年同月速報値比較)。  
 ※新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害(令和6年0人、令和7年0人)を除く。